

# 日本顕微鏡歯科学会認定歯科衛生士制度規則

## 【第1章 総則】

第1条 本制度は顕微鏡歯科学の専門的知識及び臨床技能・経験を有する歯科衛生士により、顕微鏡歯科医療の高度な水準の維持と向上を図り、国民の保健福祉に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために日本顕微鏡歯科学会(以下「学会」という)は、日本顕微鏡歯科学会認定歯科衛生士(以下「認定歯科衛生士」という)の制度を設け、認定歯科衛生士制度の実施に必要な事業を行う。

## 【第2章 認定歯科衛生士申請者の資格】

第3条 認定歯科衛生士の資格を申請できる者は、次の各号のすべてを満たすことを必要とする。

- 1.日本国歯科衛生士の免許を有すること。
- 2.認定歯科衛生士申請時において当学会会員であること。
- 3.第5条の認定歯科衛生士の各号に掲げる条件を満たすこと。

## 【第3章 認定歯科衛生士の基本的条件】

第4条 認定歯科衛生士は、顕微鏡歯科学領域における予防処置・指導のための高い医療技能を修得するとともに、他診療科歯科医師または医師からの要請に応じて適切な処置ができる能力を有すること。

第5条 認定歯科衛生士は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

- 1.当学会会員であること。
- 2.顕微鏡歯科学に関連する領域の予防処置・指導を行う技能を有すること。
- 3.細目については別に定める。

第6条 その他、学会が特別に認めた者。

## 【第4章 認定歯科衛生士の資格申請】

第7条 認定歯科衛生士の資格適否の審査は認定審議委員会で行う。

第8条 認定歯科衛生士申請者は、別に定める申請書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。

## 【第5章 認定審議委員会】

第9条 認定審議委員会は、認定指導医、認定指導歯科衛生士から構成される。

- 1.委員は、会長が認定指導医、認定指導歯科衛生士から推薦し、理事会の承認を得る。
- 2.委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3.委員長および副委員長各1名をおき、会長が指名する。
- 4.ただし、認定指導歯科衛生士は認定歯科衛生士、認定指導歯科衛生士の審議のみに加わる。

第10条 認定審議委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 1.認定歯科衛生士の資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。その結果を理事会に報告する。
- 2.認定審議委員会は、必要に応じて開催される。

#### 【第6章 審査方法】

第11条 認定歯科衛生士の認定は、認定審議委員会において資格審査及び書類審査等をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会で認定する。

第12条 削除

第13条 認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。

第14条 学会は前項を確認し、申請に基づき登録を行う。

- 1.学会は認定証を交付するとともに学会Webサイトに掲載する。

第15条 認定証は、登録料を納入し登録申請が完了した後、交付される。

#### 【第7章 認定歯科衛生士登録】

第16条 認定審議委員会の審査に合格した認定歯科衛生士は、登録料を納入しなければならない。

第17条 学会は前項を確認し、認定証を交付するとともに当学会Webサイトに掲載する。

#### 【第8章 資格の更新】

第18条 認定歯科衛生士は、学会で特別に認められた者を除き、3年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第19条 認定歯科衛生士の資格の更新に当たっては、認定期間3年の間に別に定める条項を満たさなければならない。

第 20 条 更新時において満 63 歳以上で、資格を 10 年以上保持している場合は、申請書を提出後、理事会の審議を経て、終身認定歯科衛生士となることができる。

#### 【第 9 章 資格の喪失】

第 21 条 認定歯科衛生士は、次の各号の一つに該当する時、認定審議委員会の議を経て、その資格を失う。

- 1.本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2.日本国歯科衛生士の免許を喪失したとき。
- 3.学会会員の資格を喪失したとき。
- 4.認定歯科衛生士の資格更新の手続きを行わなかったとき。
- 5.認定審議委員会が認定歯科衛生士として不相当と認めたとき。

第 22 条 認定歯科衛生士の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定歯科衛生士の資格を申請することができるものとする。

#### 【第 10 章 補則】

第 23 条 認定審議委員会の決定に関し異議のある者は、会長に申し立てることができる。

【附則】

この規則は、平成 24 年 4 月 15 日から施行する。

平成 24 年 9 月 9 日 改訂（第二版）

改訂：平成 30 年 12 月 30 日

- 1) 2019 年法人化に伴い、認定資格申請料、登録料、更新料が課税対象になったため、（消費税別）追記した
- 2) 「認定医審議委員会」を「認定審議委員会」に変更した

改定：令和 6 年 12 月 5 日

- 1) 第 5 条 1. 「本会々員であること」を「当学会会員であること」に変更した。
- 2) 第 9 条 「10名以内の委員」を「認定指導医、認定指導歯科衛生士」に変更した。
- 3) 第 9 条 1. 「会員から」を「認定指導医、認定指導歯科衛生士から」に変更した。  
「承認をうる」を「承認を得る」に変更した。
- 4) 第 9 条 「4. ただし、認定指導歯科衛生士は認定歯科衛生士、認定指導歯科衛生士の審議のみに加わる。」を追加した。
- 5) 第 11 条 「書類審査をもとに」を「書類審査等をもとに」に変更した。
- 6) 第 12 条 第11条と内容が重複するため削除した。
- 7) 第 14 条 1. 「学会誌及び学会総会において報告する」を「学会Webサイトに掲載する」に変更した。
- 8) 第 15 条 「登録申請書を提出した後」を「登録申請が完了した後」に変更した。
- 9) 第 17 条 「日本顕微鏡歯科学会誌および学会総会において報告する」を「当学会Webサイトに掲載する」に変更した。
- 10) 第 20 条 終身認定歯科衛生士に関する規則を以下の通りに変更した。  
「更新時において満 63 歳以上で、資格を 10 年以上保持している場合は、申請書を提出後、理事会の審議を経て、終身認定歯科衛生士となることができる。」

# 日本顕微鏡歯科学会認定歯科衛生士制度施行

第1条 日本顕微鏡歯科学会認定歯科衛生士制度規則（以下「規則」という）について定めた事項については、この規則に基づき運営する。

第2条 規則第5条の規定に基づく認定歯科衛生士申請の基本的条件は以下のとおりとする。

- 1.受験時において歯科衛生士歴2年以上であること。
- 2.受験時において当学会会員歴1年以上であること。
- 3.申請時において当学会必須研修単位が4単位以上必要である。
- 4.削除
- 5.申請時に双眼実体顕微鏡下の臨床動画を提出し、審査時にその内容についての質問に答える。
- 6.筆記試験を課す。

第3条 規則第6条の学会が特別に認めた認定歯科衛生士とは、当学会に特に貢献している会員で理事会が認めた者とする。

第4条 規則第3条を満たし認定歯科衛生士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて認定審議委員会に提出しなければならない。（各様式は当学会Webサイトで配信）

1. 認定歯科衛生士申請書(様式5)：1通
  2. 履歴書(様式6)：1通
  3. 歯科衛生士免許証の写し：1通
  4. 推薦状(様式7)：1通
  5. 臨床画像使用に関する同意書（様式8）：1～3通\*
  6. 削除
  7. 認定申請時必須研修単位（様式10）：1～3通\*
  8. 認定歯科衛生士制度審査動画：3編
  9. 削除
  10. 認定申請料振込用紙のコピー（A4用紙にコピーしたもの）：1通
- \* 同一患者で3症例の場合は1通

第5条 規則第8条、第13条、細則第9条に定める手数料は次の各号に定める

- 1.認定申請料.....1万円（税込み）
- 2.登録料.....5千円（税込み）
- 3.更新手数料.....1万円（税込み）

第 6 条 前条に定める即納の認定申請料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 7 条 認定歯科衛生士の資格の更新に当たっては、更新前 3 年間で学会大会の参加 1 回以上、またはセミナーの参加 2 回以上を必要とし、学会大会などへの出席は、参加証、修了証または参加記録情報（現地での QR コードの読み込みや、受付確認後のデータ記録）をもって証明する。

第 8 条 削除

第 9 条 認定歯科衛生士の資格を更新しようとする者は、認定歯科衛生士更新申請書（様式 5、6）に更新手数料を添えて学会に提出しなければならない。認定歯科衛生士更新の申請は、認定期限日の 6 か月前から認定期限日までに行わなければならない。

第 10 条 この細則の改正については、認定審議委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

## 【附則】

この細則は、平成24年4月15日から施行する。

平成24年9月9日改訂

改定：平成30年11月11日

第4条 郵送書類の中、推薦状の項「4・評議員・理事推薦状(様式7)」を「4・認定医・認定指導医推薦状(様式7)」に変更

改訂：平成30年12月30日

- 1) 2019年法人化に伴い、認定資格申請料、登録料、更新料が課税対象になったため、(消費税別)追記した。
- 2) 「認定医審議委員会」を「認定審議委員会」に変更した。

改訂：令和元年6月4日

- 1) 第2条 規則第5条の規定に基づく認定衛生士申請の基本的条件は以下のとおりとする
  - 1.受験時において歯科衛生士歴2年以上であること。
  - 2.受験時において本会々員歴1年以上であること。
  - 3.申請時において本学会必須研修単位が4単位以上必要である。
  - 4.本学会会員である勤務先開設管理者による技能証明書の提出を必要とする。に改定
- 2) 第7条から「また新たに技能証明書(様式9)の提出を要する」を削除した。

改訂：令和元年6月23日

学術大会、セミナー等の参加・出席で取得出来る単位表を附則で追記した。下記条項を削除して、「第8条 削除」という形で、形がいを残した。

第8条 この制度の実施運営に当たり、財務は学会会計から分離した特別会計によって処理する。

改訂：令和3年4月9日

同年4月1日から消費税込みの総額表示が義務化されたため、下記金額を税込み表示とした。

第5条 規則第8条、第13条、細則第9条に定める手数料は次の各号に定める

改訂：令和3年6月30日

附則に、Webセミナー参加・出席で取得出来る単位を追記した。

改訂：令和4年12月17日

- 1) 第2条「5」に「双眼実体顕微鏡下での」を追記した。技能証明書(様式9)」と、診療中写真の提出が不要となったので関係する文言を削除した。
- 2) 第4条の郵送書類から「技能証明書」が不要になったので削除した

改定：令和6年12月5日

- 1) 第3条 「本学会」を「当学会」に変更した。
- 2) 第4条 「郵送書類（宛先はホームページ上に記載）」を「各様式は当学会Webサイトで配信」に変更した。
- 3) 第7条 「その出席を証明する参加証の写しを添付する。」を「学術大会などへの出席は、参加証、修了証または参加記録情報（現地でのQRコードの読み込みや、受付確認後のデータ記録）をもって証明する。」に変更した。
- 4) 認定資格更新についての項目を追加した。

第9条 認定歯科衛生士の資格を更新しようとする者は、認定歯科衛生士更新申請書（様式5、6）に更新手数料を添えて学会に提出しなければならない。認定歯科衛生士更新の申請は、認定期限日の6か月前から認定期限日までに行わなければならない。
- 5) 第10条 第9条の追加に伴い、元来第9条に記載されていた内容を第10条に記載した。
- 6) 取得単位一覧を別途細則で提示することとした。